

学校教育の重点

伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を切り拓く子ども

京都市の学校教育

京都は1200年を超える長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切にし、自由で先駆的な気風を育みながら、個性豊かな活力に満ちたまちを築いてきた。「まちづくりは人づくりから」と、町衆(市民)が私財を出し合い、明治2年に日本で初めて、64の地域制小学校(番組小学校)を設立したのも京都である。

このような歴史と伝統を土台に、本市では「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という理念のもと、市民ぐるみ・地域ぐるみの教育改革を推進し、大きな成果を挙げてきた。

社会の急速なグローバル化や情報化、価値観の多様化、技術革新が絶え間なく起こる知識基盤社会の到来など、地球規模で社会が激しく変化する今日においてこそ、そのことが強く意識されなければならない。

人間形成の理想を求めて、子どものよさや可能性をいかに引き出し、どのような子どもに育てるか、また、そのために学校は何をなすべきか、いつの時代にあってもこれらを追求し、実現することが学校教育の使命である。

また、教育の根底は、「子どもが自ら主体的に学ぶ」ということである。自ら学ぶ意欲と力を持ち、学んだことを生かして、課題を克服し、現状を変えていくことができる子どもを育てるために、教職員はもとよりすべての大人は生涯にわたり学び続け、子どもと共に育て、子どもと共に育つという姿を堅持し、個と集団、社会との関わりを重視した教育の充実、深化が求められている。

こうした本市教育の理念や伝統のもと、教育に寄せる市民の期待と信頼に応える教育実践をさらに進めるため、京都市が目指す「子ども像」「教職員像」「学校像」を掲げる。

平成26年度学校教育の重点 p.1 参照】を最初に示す。

学校教育目標
「一人ひとりが輝く」
…子どもたちが輝く学校づくり…



めざす子ども像
～がんばる子～
【勉強をがんばる子 家庭学習をがんばる子】



- 進んで学び、よく考え、自ら課題を解決する子ども
- 仲よく助け合い、思いやりのある子ども
- 人や自然に優しい目と心を注ぐ感性豊かな子ども
- たくましい心と体でくじけずチャレンジする子ども

確かな学力かしこく(知)

- *しっかり考える
- *基礎基本を身につけた子
- *思いや考えを表現できる子
- *よりよく問題を解決できる子
- *基礎基本を身に付けた子
- ★学力向上を最重要優先課題とする
・言語活動の充実

豊かな心やさしく(徳)

- *思いやりのある子
- *豊かに想像できる子
- *人権を大切にする子
- *誰とでも一緒に遊べる子
- *ありがとうと言える子

★確かな規範意識の育成

健やかな体げんきよく(体)

- *心も体も元気な子
- *よく遊ぶ子
- *偏食しないで何でも食べる子
- *早寝早起きのできる子
- ★基本的生活習慣の確立
【生活がんばり表】の取組

めざす学校像

- 「子ども、保護者、
地域が誇りとする学校」
- 一人ひとりが輝き、
生き生きと活動する学校
 - 人間的温かさと教育実践の
厳しさがみなぎっている学校
 - 清潔で美しい学校
 - 家庭や地域と固く結ばれた学校

めざす教職員像

- 「人間性豊かで、
子どもに力をつける教師」
- 授業を大切にし、
授業で勝負する教師
 - 学校課題に
一致協力して取り組む教職員
 - 心身共に健康で
豊かな心を持つ教職員

求める家庭像

- 「人間としての
心やマナーが育つ家庭」
- 基本的な生活習慣が
身に付く家庭
 - 家族の一員として、
助け合いの心が育つ家庭
 - 社会の一員として、
マナーや奉仕の心が育つ家庭

学校教育の重点

*「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校体制として「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を進めるとともに、人権尊重の精神を育てるための指導の充実を図る。

《学校教育の基本指針 2「豊かな心」の育成に向けて (2)規範意識 (3) より》

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定



(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

基本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校のいじめの防止対策推進法の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

学校の中では「見逃さない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

(2) 基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とする。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

.....
《参考》いじめ防止対策推進法(以下、枠内は関係する同法の条文)

(目的)

第一条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならずその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第三条

いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要なことを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(学校いじめ防止基本方針)

第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織



(1) いじめ対策委員会の設置

ア 委員会名 京都市立吉祥院小学校 いじめ対策委員会

イ 構成員(職名又は校務分掌)

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任* 学年主任(各学年1名) 養護教諭 教育相談主任
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 等
(※:京都市立吉祥院小学校いじめ対策委員会部会長とする)

ウ 開催時期

定例委員会は、毎月生徒指導委員会及び生徒指導部会後に開催する。
(緊急対応の場合は、この限りではない。)

エ 委員会として取り組む内容

- ・基本方針に基づく取組や行動計画の確認等。
 - ・未然防止対策、早期発見に向けての対策等の検討
 - ・各学年の児童生徒の情報交換と課題の共有。
 - ・いじめに関する情報に対する支援や指導及び保護者との連携対応の確認。
 - ・重大事態に対する判断と対応
 - ・関係機関、専門機関との連携対応
- (会議の回数・実施時期については、後述の「年間計画」に記載)

(2) 教職員の資質向上(校内研修)

ア 基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」「いじめ対策委員会」を踏まえ、全教職員に対し、未然防止対策・早期発見に向けた対策・発覚時の適切な対応等に対し、校内研修の充実を図る。

イ 研修の時期・内容等

- ・4月、7月、12月、3月に行う生徒指導研修会時に実施する。
- ・内容は、「京都市立吉祥院小学校いじめ防止基本方針の徹底」「教職員のいじめに対する意識向上」「事例を基にした実践研修」「アンケート結果を基にした研修」

《参考》いじめ防止対策推進法(以下、枠内は関係する同法の条文)

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上)

第十八条(略)

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

3 基本的施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止



ア 授業改善

- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく授業計画を作成し、全ての児童生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業を行う。
- ・学習規律の確立に努め、全ての児童が安心して学習に臨める環境づくりを行う。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成に重点を置いた学習形態を工夫する。
- ・全ての児童生徒に習得すべき基礎学力の定着を図る。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教科担任制や交換授業の推進。

イ 道徳教育

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全般を通して道徳教育の充実を図る。
- ・やわらかいいけれど芯のしっかりした「しなやか道徳教育」の実践。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な道徳を育てることをねらいとした活動の意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許さない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習。道徳学習の実施。
- ・休日参観で、全校の取組として、いじめは絶対に許されないことや命の大切さを題材とした「道徳」を実施し、保護者に理解や協力を求める。
- ・警察スクールサポーターによる非行防止教室や薬物乱用防止教室の実施。

ウ 体験活動

- ・宿泊を伴う学習や校外での体験活動を通して仲間づくりを行う。
- ・学校行事（運動会や学習発表会）を通して人間関係づくりを行う。
- ・高齢者の方との交流や地域の方との協働体験を行い、道徳的価値の深まりを図る。
- ・総合的な学習、生活科等を通して自他の命を尊重する活動を推進する。

エ 児童生徒が自主的に行う活動

- ・児童会活動や学級活動の活性化を図り、集団の一員としての自覚を深め、自己有用感を高める取組を推進する。
- ・12月の人権週間の際、「いじめ問題」を取り上げ、人権標語・スローガンを作成する。
- ・異年齢集団の交流を進め、望ましい人間関係の育成を図る。
- ・縦割り給食、縦割り遊びによる活動の実施。
- ・地域・PTAとともに取り組む挨拶運動。（日直当番による挨拶運動の実施）
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示。

オ 児童生徒へのはたらきかけ

- ・図書室に「いじめ問題」をはじめ、人権に関わる本のコーナーを設置する。
- ・「学級だより」にいじめや命に係わる「コラム」を載せる。
- ・非行防止教室の内容を他学年の児童生徒にも知らせ、学級で話し合わせる。

カ 保護者の啓発

- ・「いじめ防止対策推進法」の趣旨や「吉祥院小学校いじめ防止基本方針」の内容を周知し、いじめの防止や解消に、保護者による子どもの観察や声かけが重要であることを知らせ、理解と協力を得る。
- ・道徳や人権学習の参観授業への呼びかけをPTAの協力のもと進める。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室や薬物乱用防止教室等の保護者参観。

キ その他

- ・学校評価アンケートを定期的に行い、結果を分析し、成果と課題を周知する。
- ・その際、PDCAサイクルでの見直しも行う。

《参考》いじめ防止対策推進法(以下、枠内は関係する同法の条文)

学校におけるいじめの防止)

第十五条

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。



(2) いじめの早期発見のための措置

ア 情報の集約と情報の共有

- ・生徒指導主任は、日常的に問題行動の情報収集に努め、いじめに関わる情報については、些細なことや疑いも含め、「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」で共有された情報は、学年主任等を通して全教職員で共有する。
- ・重大事態については、「いじめ対策委員会」を緊急に開き、対応等の検討の後、全教職員で情報等を共有する。

イ 児童生徒に対する定期的な調査

①アンケートの実施

- ・いじめ記名式アンケートを7月、無記名アンケートを1月に実施。尚、4～6年生については、クラスマネジメントシートを活用する。
- ・学校評価の児童生徒によるアンケート(記名式)において、「いじめ」の項目を入れ、実態の把握に努める。

②教育相談の実施

7月と12月に、「教育相談週間」を設定し、相談活動を積極的に行う。その際、各担任は必ずアンケートの結果を把握し、児童生徒の観察に努める。

ウ ネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・携帯電話やスマートフォン・携帯ゲーム機における危険性及び問題行動との関連について児童生徒への指導、地域や保護者への啓発に努める。
- ・「非行防止教室」や「ケータイ安全教室」での内容を他学年の児童生徒にも周知する。
- ・ネットに関わる問題行動等の事例を伴う校内研修を行い、いじめとの関わりや対応策についての理解を深める。

《参考》いじめ防止対策推進法(以下、枠内は関係する同法の条文)

(いじめの早期発見のための措置)

第十六条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

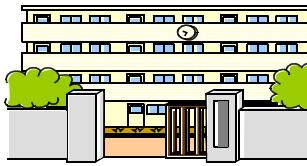
2(略)

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制(次項において「相談体制」という。)を整備するものとする。

4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

第十九条

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。



4 いじめが起こったときの措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見や報告を受けたときは、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応等について検討する。その際、「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの有無の確認について、被害児童の支援や加害児童への指導、周りの児童の状況把握、教育委員会はじめ関係機関や専門機関との連携、保護者への連絡や対応等について努めるとともに、解消・改善及び再発防止に向けた取組を進める。

(2) いじめが発覚したときの対応

- ・いじめの発見や報告(些細なことや疑いを含め)があった場合は、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・周りの児童への関わりを把握する。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制をとる。
- ・被害及び加害児童の保護者に連絡するとともに、京都市教育委員会に報告する。
- ・被害児童及び保護者への支援を行う。
- ・加害児童への指導及び保護者への助言を行う。
- ・周りにいた児童に対しても自分の問題として捉えさせる。必要に応じて学級集団への指導も行い再発を防ぐ。
- ・事案によっては、警察にも連絡を入れる。



《参考》いじめ防止対策推進法(以下、枠内は関係する同法の条文)

(いじめに対する措置)

第二十三条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

- 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
- 5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。



5 重大事態への対処

(1) 基本的な考え方

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法を踏まえ、京都市教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告すると共に、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、京都市教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には、本校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に調査に係わる事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 重大事態が発覚したときの対応

重大事態が発生した場合は、速やかに京都市教育委員会に報告し、調査の主体等についての協議を行う。重大事態として取り扱う案件は、(①生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いのあるとき。②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。)が主なものであるが、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときも、重大事態の疑いのあるものとして対応する。本校が調査の主体となる場合は、本校の下に組織を設け、(事実関係を明確にするための調査。必要に応じた適切な保護者への情報提供。京都市教育委員会への調査結果の報告。調査結果を踏まえた適切な措置。同種の事態発生の防止に向けた取組の推進等)を速やかに行う。

また、京都市教育委員会が調査の主体になった場合は、京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力をする。

6 関係機関との連携

- ・京都市立吉祥院小学校PTAとの連携のもと、いじめ問題や「京都市立吉祥院小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深める家庭教育学級や地生連での研修会を設定する。
- ・いじめの事案によっては、警察署少年係との連携を密にし、被害児童の身の安全を最優先させると共に、児童相談所との連携も図り、加害児童・被害児童の精神的ケアを図る。
- ・平素からスクールカウンセラー及びスクールサポーターとの連携を密にしておく。

《参考》いじめ防止対策推進法(以下、枠内は関係する同法の条文)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(公立の学校に係る対処)

第三十条

- 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。
- 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4(略)
- 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

